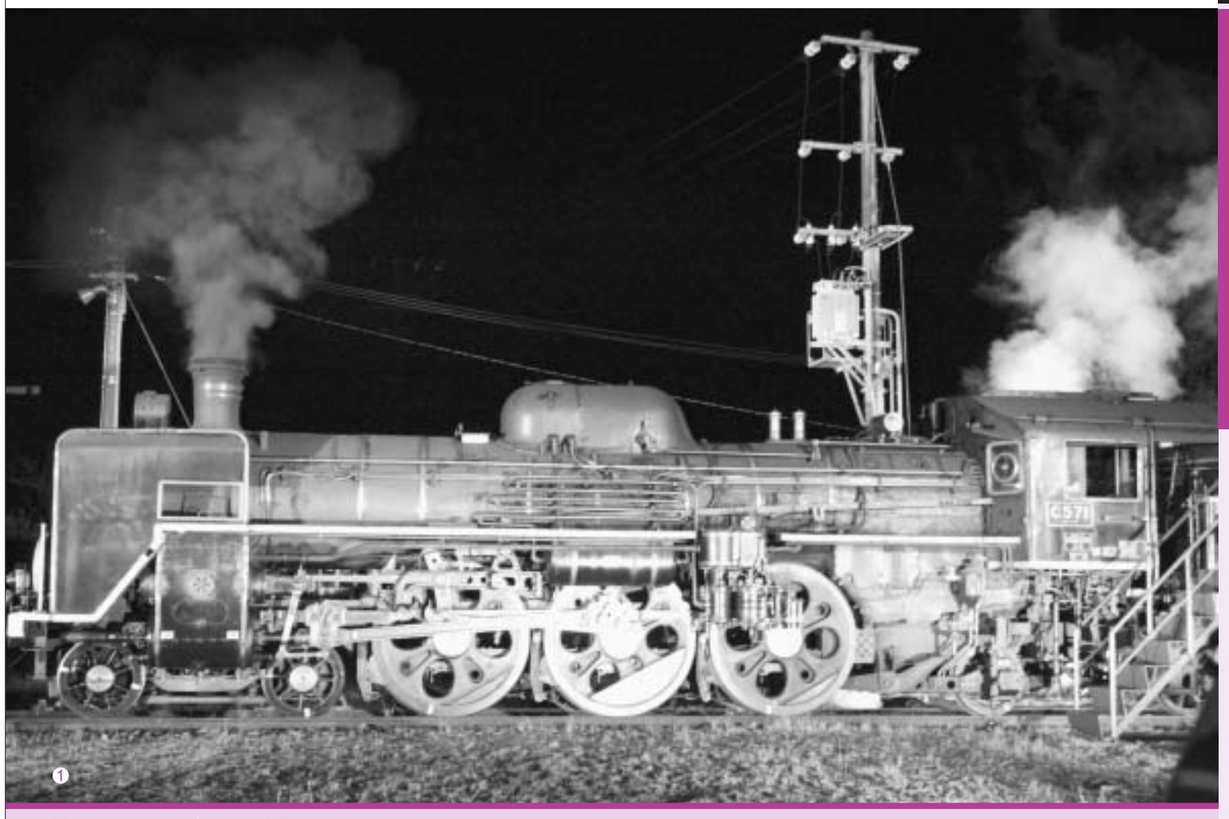
昭和51年7月15日 第三種郵便物承認
平成21年8月25日発行（毎月1回25日発行）

広報つわの

2009
平成21年 Vol.47 9月 長月

平成21年 Vol.47 2009 9月号

●医療・介護サービス世帯の負担軽減制度p2
○国民年金保険料収納業務の民間委託p8　○島根はっぴぃこーでぃねーたー募集p10



1 夏の夜にライトアップされた“貴婦人”
2 7月27日に行われた鷺舞神事の様子
3 7月22日の早朝に行われた「NHK夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」





http://www.town.tsuwano.lg.jp
〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町日原54番地25
TEL0856-74-0038／FAX 0856-74-0002
編集：津和野町広報委員会／発行：津和野町情報企画課
印刷：㈲坂田印刷

Library 今月の新刊図書

（津和野図書館）※月末休館日は9月30日（水）です。

「8分音符のプレリュード」　松本　祐子著（小峰書店）
「夏から夏へ」　佐藤多佳子著（集英社）
「カレンダーから世界を見る」　中牧　弘允著（白水社）

（日原図書館）

「植物図鑑」　有川　浩著（角川書店刊）
「学　問」　山田　詠美著（幻冬舎刊）
「群　青」　宮木あや子著（小学館刊）
「福永真一のHAPPY しみ抜きライフ」福永　真一著（ソフトバンククリエイティブ刊）
「神去なあなあ日常」　三浦しをん著（徳間書店刊）
「日本の曖昧力」　呉　善花著（PHP研究所刊）

お祝い申しあげます（敬称略）

◇7月届出分
石川（いしかわ）　結夢（ゆめ）　7・14（寺田下）

おくやみ申しあげます（敬称略）

◇7月届出分
岡崎　良　7・5（青原）78
山村真佐子　7・8（町田）87
竹内　瑞枝　7・12（柳）80
丸山ウメヨ　7・19（森一）93
上田ハツヨ　7・24（寺田上）90
吉崎　尚文　7・30（小直）33
山本智惠子　7・31（北二）94

■寄付のお礼

次の方からご寄贈をいただきました。ありがとうございました。

齋藤　登　様（愛知県名古屋市）
福祉事業へ1万円

渡辺　洲子　様（森一）
福祉事業へ

大矢　鞆音　様（神奈川県川崎市）
ふるさと納税として10万円

大谷　昌子　様（扇町）
奨学基金事業へ10万円

■住民基本台帳（平成21年7月末現在）

世帯数	3,732世帯	人　口	8,932人（男4,142人　女4,790人）	出　生	3
				死　亡	9
				転　入	15
				転　出	28

「平成21年経済センサス - 基礎調査」へのご協力ありがとうございました。



7月1日を基準日に「平成21年経済センサスー基礎調査」が行われました。調査をお願いしました事業所・企業の皆さまには、お忙しい中にもかかわらずご協力をいただき、誠にありがとうございました。
また、回収時に一部行き違いがあり、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、今後とも各種統計調査へのご理解、ご協力をお願いします。

情報企画課

－山口－津和野－島根－ 石匠 森本 墓石・石工事
国内材、高級石材取扱専門/霊園、墓所企画開発
－各宗社寺御用商－
有限会社 森本石材
0120（フリーダイヤル）（0120）55－7154
■津和野本店/寺田823－1　TEL（0856）72－1002㈹
■吉賀営業所/七日市907－3　TEL（0856）78－2078

広報つわのに掲載する有料広告を募集しています。

○1枠1号あたり　5千円（町外：　8千円）
○2枠1号あたり　10千円（町外：16千円）
1枠の大きさは、縦が4.5cm、横が8.5cmになります。

広告の掲載を希望する月の前月末日までにお申し込みください。
詳しくは、ホームページをご覧になるか、情報企画課（74－0038）まで、お問い合せください。

支給の対象となる方へのお知らせと手続き



支給の対象となる被保険者の方には、12月頃にお知らせ文書をお送りする予定です。お知らせ文書が届いた場合は、津和野町役場健康保険課に申請の届出をしてください。

ただし、次に該当する方には、お知らせ文書をお送りできない場合があります。ご不明な点については、下記の問い合わせ先へご相談ください。

◆平成20年4月1日から平成21年7月31日までの間に、
- 市町村を超える転居をされた方
- 国民健康保険等、他の医療保険から後期高齢者医療制度へ移行された方



お問い合わせ　健康保険課　７２－０６５１

益田税務署からのお知らせ

災害にあったとき

災害によって住宅や家財などに損害を受けられた方は、次に掲げる所得税の減免等が受けられる場合があります。

① 申告・納付などの期限延長
② 納税の猶予
③ 所得税の軽減又は免除
④ 源泉所得税の徴収猶予又は還付　など



詳しくは、益田税務署におたずねください。
また、国税庁タックスアンサーもご利用ください。

益田税務署 総務課　（0856）22－0444
国税庁タックスアンサー　http://www.taxanswer.nta.go.jp

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました

～高額医療・高額介護合算療養費制度～

世帯内の後期高齢者医療制度加入者の方全員が、一年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、申請によりその超えた金額を支給します。

所得区分	年間の基準額（医療保険自己負担額＋介護保険自己負担額）※計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日まで（12ヵ月間）。
現役並み所得者	６７万円　＜８９万円＞
一般	５６万円　＜７５万円＞
低所得Ⅱ	３１万円　＜４１万円＞
低所得Ⅰ	１９万円　＜２５万円＞

●年間の自己負担額（医療＋介護）から上記の基準額を差し引いたとき、その超過額が500円を超える場合に限り支給されます。
●高額療養費及び高額介護（予防）サービス費が支給される場合は、その額を差し引いた自己負担額を計算対象とします。

この制度は、通常は毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算しますが、平成20年4月から開始されたため、平成21年度は次のように支給額を計算します。

○計算期間は平成20年4月1日から平成21年7月31日までの16ヵ月間となります。
○年間の基準額は上記の表の＜　＞内の金額となります。
○平成20年8月以降に自己負担額が集中している場合などについては、平成20年8月から平成21年7月末までの12ヶ月間の基準額で計算し、＜　＞内の16ヵ月間の基準額で計算した支給額とを比べ、大きい額を支給します。

★例えば低所得Ⅱ世帯（世帯員全員が市町村民税非課税）のＡさんの場合

Aさんは平成20年4月1日から平成21年7月31日までの間に、
○医療保険　25万円
○介護保険　25万円
を支払って、年間の自己負担額が50万円になりました。

今回の制度により

Aさんの支給申請により、自己負担額の50万円から基準額**41万円**を差し引いた額、**9万円**をお返しすることになります。

津和野町地籍調査 事前事業のお知らせ

本町の地籍調査につきましては、事業推進を行っているところですが、予算確保などの点から事業完了までにはかなりの年数が必要と見込まれます。

次年度以降の本調査未実施地区において、所有者の高齢化や境界を知っている方の不在化などにより、本調査に着手するまでに境界が不明確になってしまうのを未然に防ぐため、本調査実施までの準備として地籍調査事前事業を行っています。

この事業は、地元自治会等で組織される実施組合が主体となり、隣接する土地所有者同士で事前に境界を確認し杭を打つことで、本調査での境界確認を円滑に進めることができます。地籍調査事前事業についての要望などがありましたら、建設課地籍調査係へお問い合わせください。

なお、地籍調査事前事業への取り組みが難しい場合は、基本的に個人の財産は自分で守ることが必要ですので、土地についての場所や境界が本調査で円滑に確定できるように各自が事前の準備（所有者本人だけでなく、親子兄弟姉妹など複数人での現地の確認と可能であれば隣接所有者との境界の確認）を行っておく必要があります。

津和野地域年度別地区実施計画

（短期年度別計画）現地調査

年　度	1　班（k㎡）		2　班（k㎡）	
H21	豊稼	1.45	長福（本郷）	0.22
H22	豊稼	1.05		
H23	豊稼	1.48	長福（福谷）	1.40
H24	豊稼	1.52		
H25	内美（野中）	1.36	笹山（沼原・木野）	0.99
H26	内美（野中）	1.14		
H27	内美（吉ヶ原）	1.14	笹山（元笹山）	1.10
H28	内美（吉ヶ原・上高野）	0.93		
H29	内美（上高野・下高野）	1.17	笹山（元笹山）	1.62
H30	内美（下高野）	1.36		
H31	内美（下高野）	0.74	笹山（元笹山）	1.31

（長期年度別計画）

年　度	大　字　等　名　称
H32 ～	中川（中川）、中曽野（中組、畑、小野）、山下（下組、川尻）、吹野（吹野上、吹野下）、邑輝（畑迫・白石、西谷・出合、木毛）、部栄（市尾・戸谷、上横瀬東、上横瀬西、下横瀬）、名賀（白井・木尾谷、田代・徳次）、高峰（鳥井・田平、高田、牧ヶ野）、田二穂（山入、虹ヶ谷）、森村（森一、森二、森三、森四）、後田（本町一、本町二、東一、東二、西一、西二、西三、北一、北二、北三）、鷲原（鷲原一、鷲原二上、鷲原二下）、中座（門林、中座一、中座二）、町田（町田）、寺田（寺田上、寺田下、上千原、下千原、岩瀬戸）、商人（商人上、日浦）、耕田（和田、麓耕）、直地（直地上、野広）

本調査で境界が確定できないと「筆界未定」となり、子孫へ境界紛争の要因を残すことになり、土地の一部売買や抵当権設定への制限あるいは分筆が困難となってしまいます。また、この「筆界未定」を解除するための測量、登記料などの一切の経費は自己負担となってしまいますので事前の準備を進めておくことが必要です。

参考として、利点および地籍調査の年度別計画を掲載します。

※地籍調査は、こんなことに役立ちます！

①土地の明確化

土地の正確な位置がわかるため、自分の財産を守り、境界紛争などを未然に防ぐことができます。

②土地取引の円滑化

登記所の地図と現状が一致するため、土地売買や分筆登記などが円滑にできます。

③迅速な災害復旧への対応

不測の災害が発生しても、境界が復元できるため、迅速な対応ができます

④公共事業の円滑化

境界確認作業が簡単にできるため、公共事業が円滑に進みます。

【お問い合わせ】建設課　74-0081

日原地域年度別地区実施計画

（短期年度別計画）現地調査

年　度	1　班（k㎡）		2　班（k㎡）	
H21	冨田ニ（鹿谷）	1.56		
H22	柳村	1.24	冨田ニ（鹿谷）	1.12
H23	柳村	1.35		
H24	相撲ヶ原下	1.10	冨田ロ（大木）	1.07
H25	相撲ヶ原下	1.02		
H26	相撲ヶ原下	1.22	冨田ロ（大木）	0.65
H27	相撲ヶ原上	1.00		
H28	相撲ヶ原上	1.14	冨田ロ（大木）	1.21
H29	相撲ヶ原上	1.20		
H30	滝谷（須川元郷）	1.20	冨田ハ（二俣）	1.67

（長期年度別計画）

年　度	大　字　等　名　称
H31 ～ H40	須川（須川元郷）、滝谷（小滝）、滝谷（大山谷）、須川（須川元郷、坂の谷）、須川（小倉谷、大倉谷）、須川（日浦東）、須川（下左鐙）、左鐙（畳）、左鐙（晩越）、左鐙（空畳）、左鐙（元郷）、左鐙（万瀬、新畑）、左鐙（井谷、島）、左鐙（一の谷）、左鐙（奥山）、左鐙（下横道）、左鐙（上横道福谷）、左鐙（上横道原手、岳）、左鐙（上横道奥谷）
H41 ～ H50	滝元（山林）、枕瀬（山林）、日原（山林）、河村（山林）、池村（山林）、池村（野地）、添谷（奥殿）、冨田イ（山林）、青原（山林）、添谷（山林）

ファイアーメッセージ

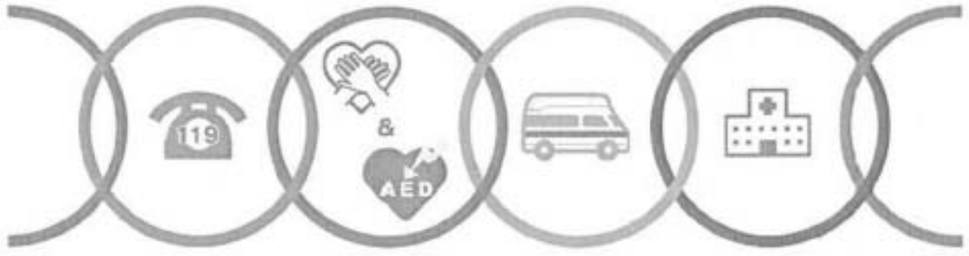
9月9日は救急の日

9月6日（日）から9月12日（土）は、「救急医療週間」です。

病気やけがをした人に対する正しい応急処置や、救急医療・救急業務の町民の正しい理解と認識を深め、そして救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、9月9日を「救急の日」とし、この日を含む１週間を「救急医療週間」として設け、昭和57年から毎年、全国一斉に行われています。

急病人やけが人が発生した場合に、その人を救命するためには居合わせた人による適切な応急手当が不可欠です。

救　命　の　連　鎖



早い通報　　早い応急手当　　早い救急処置　　早い救命医療

救命には「迅速な119番通報と応急手当」と「救急隊員の救急処置と搬送」そして「医療機関での救命医療」という途切れ目のない連携が重要であり、この救命の連鎖の第一歩は皆さんの応急手当から始まります。

特に心筋梗塞や不整脈などで突然心臓が止まった人に対しては、心肺蘇生法とあわせ、必要な場合は一刻も早く電気ショックを与えることが大切です。

平成16年から、一般市民でも電気ショックを与えるＡＥＤの使用が認められ、津和野町においても徐々にＡＥＤ設置施設が増えています。

ＡＥＤの使用を含めた心肺蘇生法などの救命講習を随時行っています。

職場や地域で救命講習を受講されてはいかがでしょうか？応急手当の講習を受講されたい場合は、お気軽に下記の津和野分遣所・日原分遣所へお問い合わせください。

■益田広域消防署

津和野分遣所（72−0411）　　日原分遣所（74−0723）



9月20日～26日は動物愛護週間です！

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物愛護週間が設けられています。今年度は動物愛護週間制定60周年になります。環境省では、下記の要領で平成21年度動物愛護週間メインテーマを定めて、動物の愛護と適正な飼養を呼びかけています。

「めざせ！満点飼主」

○動物へ愛情を注いでいますか?
　きちんと世話をする・一緒に散歩する・ペットの特性を尊重する・ペットに適した安全なフードを与える
○飼い主を明示していますか?
　マイクロチップ、名札、鑑札の装着は飼い主の責任です。
○迷惑をかけずに飼えますか?
　ペットが飼える住宅ですか?
　家族の理解はありますか?
　必要なしつけができていますか?
　不妊・去勢をしていますか?
○最後まで面倒を見ることができますか?
　ペットの世話に休みはありません。
　ペットも人も年をとります。



「守っていただきたいこと・知っていただきたいこと」

○「かわいい」という気持ちだけでは、生き物は飼えません。最後まで責任を持って飼えるか、飼い始める前によく考えましょう。
○飼っている動物を捨てることは、法律で禁止されています。終生飼養は飼い主の責務です。
○犬の登録と狂犬病予防注射の実施は、飼い主の義務です。
○犬の放し飼いはしない。ねこは屋内で飼いましょう。
○人と動物の共通感染症について、正しい知識をもち、感染防止に努めましょう。
○動物が好きな人ばかりではないことを知っておきましょう。
○飼っている犬やねこがいなくなったら、すぐに捜し始めてください。保健所や役場、警察にも必ず届け出ましょう。

「環境家計簿」キャンペーン　参加者募集中！

今、地球温暖化が大きな問題になっています。その原因は私たちのエネルギー消費によるものです。あなたは毎日の生活の中で無駄なエネルギーを消費していませんか？無駄なエネルギー消費をチェックして家計も健全化。

下記問い合わせ先に連絡するか、環境生活課で応募用紙をお受け取りになり、必要事項を記入後、郵送すれば参加できます。

【お問い合わせ】　島根県地球温暖化対策協議会

（財）しまね自然と環境財団　松江事務所　〒690-0011松江市東津田町1741-3
TEL(0852)32-5260　FAX(0852)32-5265
※次のアドレスからWEBでも参加できます。http://www.e-shimane.net/life/mobile/

ねんきんのお知らせ

●国民年金保険料収納業務の民間委託

【お問い合わせ】
浜田社会保険事務所　0855−22−0673
健康保険課　72−0651

平成21年10月1日から、島根県内における国民年金保険料の収納業務は、公共サービス改革法（注）に基づいて一般競争入札により選定された民間事業者に委託して行うこととなりました。

この民間委託事業者は、プライバシーマーク等の取得事業者であるとともに、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切な管理を徹底して求められていますのでご安心ください。

なお、民間委託業者が選定され次第、改めて事業者名をお知らせいたします。

（注）公共サービス改革法とは、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉なサービスを実現するために、平成18年7月7日に施行された法律です。
「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」

委託業務の内容

- ●保険料未納者に対する国民年金保険料の納付督励業務
- ●保険料未納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続きの勧奨業務
- ●被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務
- ●事業報告書の作成業務

都市計画説明会　開催のお知らせ

都市計画道路の変更にかかる都市計画説明会を、次のとおり開催いたします。

内　容	会　場	日　時
津和野町都市計画道路の変更	津和野町民センター（講義室）	平成21年9月1日（火）18:30〜

都市計画案に意見のある方は、後日意見公述ができます。
意見の申し出は９月８日（火）までに建設課へ持参または郵送（当日必着）してください。意見の申し出があった場合に限り意見公述会を開催します。

内　容	会　場	日　時
意見公述会	津和野町民センター（講義室）	平成21年9月14日（月）18:30〜

【お問い合わせ】　建設課　74-0081

広島で高津川流域フェア



特産品が並ぶ津和野町ブース

７月11日と12日の２日間、広島県廿日市市のちゅーピーパークで「第１回水質日本一高津川流域フェア」が開催されました。

このイベントは、高津川流域である益田市、吉賀町、津和野町が、高津川にはぐくまれた特産品や名産品などを販売することで、国土交通省の全国河川水質調査で２年連続１位となった高津川のことをより広く知ってもらおうと今年はじめて開催されたものです。

屋内に設置された高津川流域コーナーでは、各市町のブースのほかに、高津川漁協、ＪＡ西いわみのブース、有機野菜市、高津川写真展のコーナーなどが設置されました。また、屋外には高津川テント村が設置され、天然アユの塩焼きや、無農薬栽培のそば粉を使った手打ちそば、いのししの串焼きなど、流域の恵みをふんだんに使った品が販売され、昼時には多くの人で賑わいました。

津和野町のブースには５つの業者が出店。鮎やわさびの加工品、和菓子、お茶、お酒など津和野を代表する名産品が販売されました。

「第１回高津川流域フェア」には２日間でおよそ６０００人が訪れ、高津川の魅力を満喫しました。


無料試食会は大盛況

“貴婦人”が津和野で初お泊り！

７月27日と28日の２日間、ＪＲ津和野駅でＳＬやまぐち号の復活30周年を記念して「津和野ＳＬプレミアムナイト」が開催されました。

これは、一時は山口線から姿を消していた「貴婦人（きふじん）」の愛称で知られるＳＬ「Ｃ５７１」が昭和54年の８月に山口線に復活してから今年でちょうど30周年を迎えることを記念するイベントで、津和野太鼓や神楽、投炭体験などが行われました。

また、27日は貴婦人が復活以来はじめて津和野へお泊り。ライトアップされた貴婦人の姿を一目見ようと、地元住民やＳＬファンらおよそ５００人が訪れました。



小直地区で信号機点灯式

津和野町瀧元（小直）にある国道９号線と町道との交差点に、このたび押しボタン式信号機が設置され、８月４日に点灯式が行われました。

この場所は国道が長い直線区間となっており、スピードを出す車などが多く危険であることから、信号機の設置を要望していました。

点灯式には、地元住民の方々や瀧元連合自治会長の阿部谷夫さんなど約30名が出席し、安全安心で事故のない地域を目指す決意をするとともに、待ち望んだ信号機の設置を祝いました。また、津和野警察署から説明を受けたあとに参加者全員で渡り初めを行い、安全を確認しました。



縁結びボランティア

島根はっぴぃこーでぃねーたー募集

「しまね縁結びボランティア協議会」では、ボランティアで縁結び活動をしていただける個人、団体を「島根はっぴぃこーでぃねーたー」として募集します。あなたの「経験」や「縁」を生かして縁結びボランティアをしてみませんか？

1．島根はっぴぃこーでぃねーたー（愛称：はぴこ）

■活動内容

独身者からの結婚相談にボランティアで応じ、出会いの機会を提供するなど、結婚を望む男女の縁結びを支援していただきます。

■活動期間

平成22年3月31まで、「はぴこ」として活動していただきます。

■活動費用

縁結び活動の報酬はありません。縁結び活動に要する費用は「はぴこ」の負担です。「はぴこ会議」の開催経費や遠方から会議に参加されるための旅費は、協議会が負担します。

■はぴこ会議

年数回、地区別に「はぴこ会議」を開催しますので、希望される会場で参加してください。他の「はぴこ」と交流、情報交換することや、縁結び活動に必要な知識を広げることができます。

■その他

※縁結び活動は、相談者と個人情報の取扱いなどの取り決めをし、それぞれの責任で行っていただきます。
※「はぴこ」は、縁結び活動により知りえた情報を他人に知らせる等の目的外の使用はできません。
※「はぴこ」が、縁結びボランティアとして不適切な行動をした場合は、登録を取り消します。

2．応募要件

県内にお住い、または県内の企業にお勤めの方で、次の2点に同意される方であればどなたでも応募できます。なお、登録に当たっては、縁結び活動に対する考え方などを確認します。

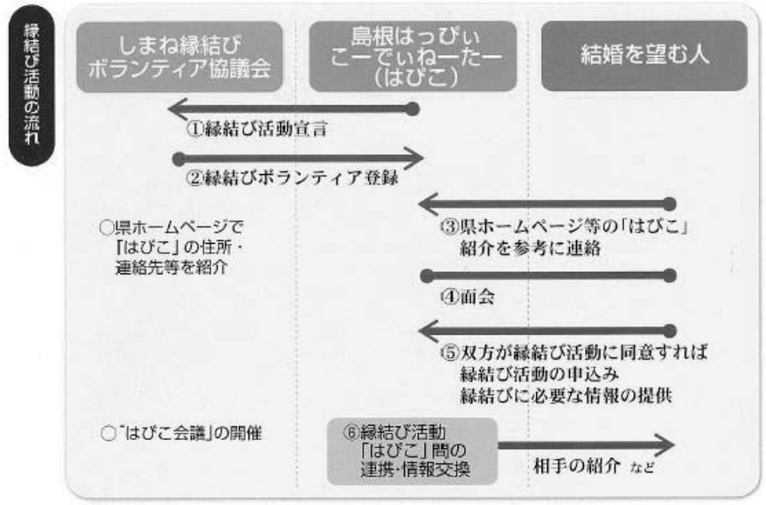
①ボランティアで縁結び活動を行う旨の宣言書を提出すること。
②一定の個人情報や活動内容が、島根県のホームページ等で紹介されることに了承すること。公開する内容は氏名、住所、連絡先、写真、自己ＰＲなど。

※これまでの縁結び活動の実績や、結婚を望む人の情報の有無は問いません。
※「はぴこ」を団体で登録される場合は、結婚を望む人が相談しやすいように、相談窓口担当者を決めてください。相談窓口担当者を「はぴこ」として紹介します。

3 応募方法

事業所の趣旨をご理解の上、宣言書を郵送またはＦＡＸでお送りください。電子メールで応募される方は宣誓書の記載事項を必ずご記入ください。

■申込み、お問い合わせ
島根縁結びボランティア協議会
（事務局：島根県健康福祉部少子化対策推進室内）
〒690-8051　松江市殿町１
電話：0852-22-5302　ＦＡＸ：0852-22-6045
ホームページ：http://www.pref.shimane.lg.jp/shoshika/
E-mail：shoshi@pref.shimane.lg.jp



不法電波は犯罪です。

みんなで守る電波のルール

◆不法電波は犯罪です

現在、国民の生命や財産を守るために重要な役割を果たしている無線通信や、家庭のテレビ・ラジオなどに種々の混信・妨害が発生しています。これらの混信・妨害の原因の多くは不法無線局（免許を受けないで不法に開設された無線局）から発射される電波によるものです。

不法電波は犯罪です。私たちの暮らしを守り、電波を安心して利用できるよう、不法無線局をなくしましょう。

◆守ろう、電波のルール。

電波は私たちの身の回りから公共的分野まで、色々なところで利用されています。この電波を公平かつ効率よく利用できるようにするため、電波を使用するルール「電波法」が定められています。

◆電波法違反には罰則があります

免許を受けずに無線局を開設した場合は、電波法違反となり、1年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられます（電波法第110条第1項）。

また、警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、5年以下の懲役、または250万円以下の罰金に処せられます（電波法第108条の2）。

◆こんなことに気をつけよう

①「技適マーク」のついた無線機を使用しましょう。「技適マーク」とは、電波法令で定めている技術基準に適合している無線機であることを証明するマークです。このマークがついていない無線機を使用すると、電波法違反になる場合があります。コードレス電話や特定小電力トランシーバー、市民ラジオの危機などを購入する時は、必ず「技適マーク」がついているか確認してください。

②無線機の使用には、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

※アマチュア無線
無線局の免許
無線従事者の資格

※パーソナル無線
無線局の免許

③外国規格のトランシーバーは国内で使用できません。

近年「FRS」「GMRS」「UHF-CB」などの外国規格の無線機が流通しています。これらの無線機が使用する周波数は、国内の防災行政用無線や放送業務用無線などの重要無線に使われており、妨害を与える恐れがあることから、国内で使用することはできません。購入・使用には十分注意してください。

なお、国内で使用した場合は処罰の対象となる場合があります。

④無線機を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用したりすることは禁止されています。

⑤アマチュア無線を仕事で使うことはできません。

技適マーク



※右は平成7年から使用されているマーク、左は旧タイプのマーク。旧タイプも有効です。

◆不法電波の影響

不法無線局から出される電波は、携帯電話やテレビなどに障害を与えるなど日常生活に悪影響を及ぼします。さらに、消防・救急、警察、列車、飛行機など、人命にかかわる重要無線通信を妨害してしまう恐れがあります。

電波は私たちの暮らしの中で、生活や安全に関わる大切なものです。だからこそ、電波のルールを守らなければなりません。

電波に関する困りごと、相談は･･･

中国総合通信局
http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/

電　話
（不法無線局、混信･妨害）　082-222-3332
（受信障害《テレビ、ラジオ》）　082-222-3383
（電波利用料）　082-222-3308
（その他行政相談）　082-222-3314

医　療

【津和野共存病院　72-0660】
◆月曜日／整形外科（午前）
　小児科予防接種・乳児検診（午後/予約制）
◆火曜日／外科・産婦人科（午前）
◆水曜日／小児科予防接種・乳児検診（午後/予約制）
◆木曜日／外科・産婦人科（午前）
◆金曜日／整形外科（午前/午後）耳鼻咽喉科（午後）
　小児科予防接種・乳児検診（午後/予約制）
※内　科:月～金曜日（午前）
※小児科:予防接種・乳児検診は13時より開始です。
※婦人科:4月から月・水・金曜日の診療はなくなりました。
　木曜日午前の教授診療は今までどおりです。（月1回）

【日原診療所　74-0121】
◆月曜日／内科（午前／午後）
◆火曜日／内科（午前／午後）
　外科（8時30分～9時30分／第1・3・5火曜日）
　※受付は9時まで
◆水曜日／内科（午前）消化器内科検査のみ（午前）
◆木曜日／内科（午前）
◆金曜日／内科（午前／午後）
◆土曜日／内科（午前）※毎週診療あり
　泌尿器科（午前／第1、3、5土曜日）
※泌尿器科の予約は74-0121まで
※水曜日・土曜日は、午前のみです。
※診療日程は、変更する場合があります。

【和﨑医院　72-0025】
◆水曜日／高脂血症・動脈硬化専門外来
　（日本循環器学会専門医）／予約制
◆木曜日／肝臓病専門外来
　（日本肝臓学会専門医）／予約制
*当院では、苦痛の少ない鼻からの胃カメラを行っています。
*リウマチ・膠原病専門外来（専門医）を始めました。
*土曜日午後は診療しています。（14時から17時まで）

【つわぶき医院　72−3500】
◆火曜日／ペインクリニック　15:00～18:00
◆木曜日／ペインクリニック　9:00～12:30
※帯状疱疹後の疼痛や慢性の痛みでお悩みの方はご相談ください。通常の診療も行います。

手話（しゅわ）コミュニケーション

　障害のある人に対しては、一人の人間としてその人権が尊重され、障害のない人と同じように社会生活ができるよう、社会そのものを変えていくことが大切な考え方です。このような考え方が世界に広がる中、2006年12月13日に「障害者権利条約」が国連総会で採択されました。
　この条約には、日本語や英語と同様に「手話は言語である」と明記されています。手話を言語として尊重し、学ぶことは、手話を使う聞こえない人を一人の人間として尊重することにつながります。



両手の親指を交互に前後に2、3回動かします。
両手の指先をつけて、斜め下に開きながら下ろします。

相　談

【明るい生活相談】
9月　4日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30
9月18日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30

【無料人権相談】
9月　4日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30
9月10日（木）津和野町民センター　9：00～12：00
9月18日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30

【無料行政相談】
9月　4日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30

【手話生活相談】
9月　9日（水）役場本庁舎　13：30～16：00
9月30日（水）役場本庁舎　13：30～16：00

【年金相談】
9月15日（火）益田市民学習センター　10：00～16：00

【心配ごと相談】
9月11日（金）津和野町福祉センター10：00～12：00
9月25日（金）津和野町福祉センター10：00～12：00
☆**地区心配ごと相談**
木　部…9月　1日（火）木部公民館　9：00～11：30
津和野…9月　3日（木）
　津和野町福祉センター　13：30～15：00
畑　迫…9月11日（金）畑迫公民館　9：00～11：00
小　川…9月11日（金）小川公民館　13：30～15：00

【無料法律相談（要予約）】
9月18日（金）津和野町福祉センター　13：00～16：00
※津和野町社会福祉協議会（72-1494）へご予約ください。

【交通事故相談及び巡回相談（要予約）】
○交通事故相談　浜田支所
・開設日　毎週火・水・金曜日及び
　第1・第2・第4月曜日
・時　間　9：00～12：00、13：00～16：00
○交通事故巡回相談
9月24日（木）益田市役所　9：00～15：00
※島根県交通事故相談所浜田支所（0855-29-5563）へご予約ください。

膠原病（難病）専門相談のお知らせ

　受診しても原因が解らない全身症状が長く続く、また膠原病（難病）と診断されているが、療養生活や介護をどうしたらよいか悩んでいる患者さんや家族の方を対象に専門医による相談日を開設します。

日時：平成21年10月1日（木）13時～15時
場所：益田保健所
内容：専門相談（個別相談）
　膠原病内科医　森山繭子（島根大学医学部付属病院）
方法：予約で申し込み。9月30日までに下記の連絡先へ。

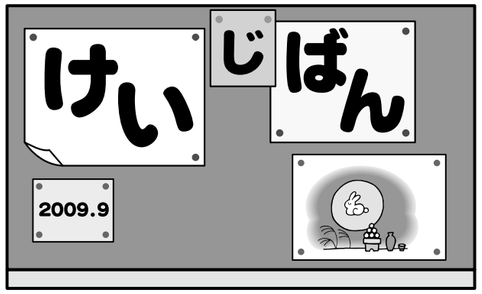
島根県益田保健所　TEL 0856-31-9549

【「働きたくても働けない若者」のための個別相談会開催】

　県と国（厚生労働省）の地域若者サポートステーション事業を受託している「しまね若者サポートステーション」では、現在仕事に就いていない、学校等にも行っていない15歳～39歳の若者の就労（自立）についての相談や情報提供を行う個別相談会を9月25日から次のとおり開催します。
◇場所
　浜田保健所内　相談室（島根県浜田市片庭町254）
◇開催日時
　毎月第2・第4金曜日　10:00～16:00
◇対象者
　15歳から39歳までの無業の若者及びその保護者、支援者など
◇申込方法
　原則、電話での事前予約が必要（当日受付の方については予約者優先のため、待っていただく場合があります）
◇申込先
　しまね若者サポートステーション
　（松江市　松江テルサ3階）
　　予約電話　0852−33−7710
◇相談料　無料
◇その他　一回の相談時間は約45分

【オストメイトの集い】

◇日時　平成21年9月18日（金）13:00～16:00
◇場所　益田市立市民学習センター　1階103号室
◇講演　①「介護保険等について」
　講師:益田市高齢者福祉課長補佐　田中直美さん
　②「ストマー外来を開いて」
　講師:益田日赤WCC看護師　椋和恵さん
そのほか補装具の展示や交流会もあります。気軽においでください（入場無料）。
◇お問い合わせ
益田市下本郷町51−1　益田互療会　福原康夫
電話:0856−22−6704



ご　案　内

【第10回　海遊祭2009】

島根県立大学浜田キャンパス
メインテーマ　High TEN sion−島根への大感謝祭−

　10月10日（土）、11日（日）に海遊祭を開催します。
　今年の海遊祭のコンセプトは地域交流であり、地域の方々に喜んでいただけるような大学祭を開催したいと考えています。
　具体的にはお笑いライブ・和太鼓・神楽・フリーマーケット・男装女装コンテストなど様々な企画を実施します。
　そして今年は海遊祭10周年ということで、今までになく盛り上がること間違いなし!!!!
　ぜひお越しください。

【問い合わせ】
島根県立大学浜田キャンパス海遊祭実行委員会
▼電話
090-8364-5270
▼メール
kaiyuusai10@yahoo.co.jp
▼ホームページ
http://kaiyuusai10.value-net.net/

文化コーナー

森鷗外記念館
開館時間　9：00～17：00
【企画展】
7月18日（土）～9月30日（水）
『鷗外と原田直次郎』

桑原史成写真美術館
開館時間　9：00～17：00
【企画展】
『黄色の革命～フィリッピン～』
6月19日～9月16日

『カンボジア
～ポル・ポト政権 崩壊から30年～』
9月18日～12月16日

安野光雅美術館
開館時間：9：00～17：00

【夏期展】平成21年
　6月12日～　9月9日

【秋期展】平成21年
　9月11日～12月9日
○第1展示室
「安野光雅・旅の絵本シリーズ第7弾
～新作　旅の絵本Ⅶ（中国編）～」
「澤地久枝さんの安野光雅コレクション」
「日本憧憬」Ⅲ
○第2展示室
「もりのえほん」
「空想の繪本」Ⅲ

道の駅津和野温泉なごみの里
9月の定休日（あさぎりの湯）
3日、10日、17日、24日の
各木曜日

【各種イベント等のご案内】
　9月6日（日）、20日（日）は石見神楽公演を行います。
　9月9日（水）、23日（水）は季節の湯（りんご）を露天風呂でお楽しみいただけます。

※お問い合わせ
道の駅津和野温泉なごみの里
（72−4122）

お知らせ Information

平成21年（2009）9月

津和野地域　●不燃物(缶類、粗大ごみ、びん類・ガラス類、プラスチックス類の収集

地区名	容器包装プラスチック	かん類	商品プラスチック	びん、陶器ガラス類	粗大ごみ、有害ごみ
鷲原1・2、門林・中座1・2	7日・21日	21日	14日	14日	28日
町田、森1・2・3・4	10日・24日	24日	17日	17日	
本町1・2、東1・2、北2	8日・22日	22日	15日	15日	29日
西1・2・3、北1・3	9日・23日	23日	16日	16日	30日
木部・畑迫	11日・25日	25日	18日	18日	4日
小川（寺田上・寺田下）	8日・22日	22日	15日	15日	29日
小川（寺田上・寺田下除く）	10日・24日	24日	17日	17日	

●もやせるごみの収集

地区名	収集日
橋南地区	火・金
橋北地区・寺田上・寺田下	月・木
木部地区	水
畑迫地区	
小川地区（寺田上・下を除く）	
※9月21日(月)～23日(水)の祝日のもやせるごみの収集は通常どおり行います	

●古紙回収

対象	雑誌・新聞紙・牛乳パック・古布 ダンボール・模造紙等
回収日	9月18日（金）
回収場所	町民センター駐輪場/つわの荘跡地/ 畑迫公民館/木部公民館/中座小川様 宅車庫／小川公民館駐車場横プレハブ

*必ず、紙ひもでしばって出して下さい。

日原地域　●不燃物(缶類、粗大ごみ、びん類・ガラス類、プラスチックス類の収集

収集日	収集品目	収集地区
第2週火曜日　8日	粗大ごみ、 容器包装プラスチック	町内全域〈但し、容器包装プラスチックについては（野地、商人、程彼、宿谷、柳、鹿谷、大木、二俣地区を除く）〉
第3週火曜日　15日	ビン・陶器・ガラス類、 商品プラスチック	町内全域
第4週火曜日　22日	カン・金属類、 有害ごみ（乾電池・蛍光灯等）	町内全域〈但し、容器包装プラスチックについては（上横道、下横道、一の谷、相撲ヶ原上・下、須川地区を除く）〉
	容器包装プラスチック	

●もやせるごみの収集

収集地区名	収集日
☆左鐙東・左鐙西・畳・枕瀬東・枕瀬西・木の口上・木の口下・木の口住宅・栄町・旭町上・旭町下・扇町・春日町・山根町・清水町・脇本・三渡・堤田・小瀬・青原団地	月・木曜日
滝元上・滝元下・小直・新地・営林署住宅・幸町・金見町上・金見町下・野口・曽庭・青原・添谷・野地	火・金曜日
上横道・下横道・一の谷	月曜日
須川元郷・相模ヶ原上・相模ヶ原下・日浦西・程彼・宿谷・柳・商人	水曜日
※9月21日(月)～23日(水)の祝日のもやせるごみの収集は通常どおり行います	

※川や溝、道路沿いなどに、投げ捨てられたごみが見受けられます。捨てるのは簡単ですが、撤去にはたくさんの人の労力と費用がかかります。ごみはルールに従って分別し、町の収集に出しましょう。

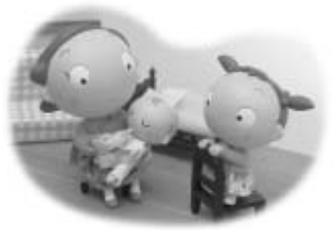
健（検）診・予防接種

■幼児健診

9月3日（木）　保健福祉センターやまびこ

	受付時間
1歳6ヶ月児健診	13:00～13:15
2歳児健診	13:30～13:45
3歳児健診	14:00～14:15

◇対象者には通知しますが、対象となっているのに通知の来ない場合は健康保険課までお問い合わせください。

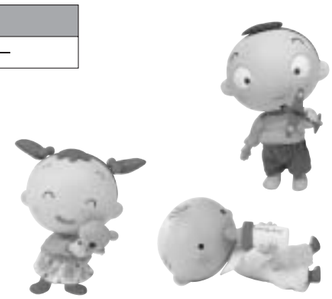


■ポリオ投与

対象：生後3ヶ月～7歳6ヶ月の小児

月　日	受付時間	会　場
9月16日（水）	13：15～13：30	津和野町民センター

◇以下の方は接種を控えてください。
・熱が37.5℃以上、下痢や嘔吐などの症状がある
・前回の予防接種との間隔があいていない。
　ＢＣＧまたは麻しん風しん混合接種⇒27日以上あける
　三種混合⇒6日以上あける
◇対象者には通知しますが、対象となっているのに通知が来ない場合は健康保険課までお問い合わせください。



■特定健診（国保加入者）、後期高齢者健診・若年齢者等健診

検診日	会　場	対象地区	内　容	受付時間
9月 8日（火）	津和野体育館	本町一・二 鷲原一・二上・二下	基本健診	8:30～10:00
		門林・中座一・二	基本健診	13:00～14:00
9月 9日（水）	津和野体育館	森一・二・三	基本健診	8:30～10:00
		町田、森四	基本健診	13:00～14:00
9月10日（木）	津和野体育館	東一・二、西一・二・三	基本健診	8:30～10:00
		北一・二・三、笹山	基本健診	13:00～14:00

※当日会場が込み合うことが予想されます。
　地区で受付時間を割り振りましたが、都合の良い日に受診してください。

■ 結核・肺がん検診、大腸がん検診

9月29日（火）～10月　1日（木）/日原地域
10月13日（火）～10月16日（金）/津和野地域

各地域の検診日に近づきましたら、『結核・肺がん検診、大腸がん検診の日程表』を各戸配布いたしますので、受付時間、検診会場などの詳細を確認してください。

【お問い合わせ】　健康保険課　72－0651